

**扶川敦さんを
支援する会ニュース**

〒779-0108

板野郡板野町犬伏字大坪 78-1

stnmfyd1943@mb.pikara.ne.jp

2014年10月 第3号

不当判決に即日控訴

「一方的な事実認定、とても認められない」 扶川さんが弁護団と共に怒りの記者会見



記者会見で出馬表明する扶川さん (9/29)

徳島地裁で9月25日
執行猶予付「有罪」

元県議会議員の扶川敦さん(57)が、生活保護受給者が住宅入居する際に二重の書類を作らせて、敷金等をだまし取ったと「詐欺」で起訴された裁判の判決が、9月25日徳島地裁で下されました。判決は、執行猶予4年付懲役1年8ヶ月の「有罪」判決でした。

扶川さんは、「検察の筋書きに沿って一方的な間違った事実認定がされている」「私は、業者に指示などしていない」と怒りの記者会見を行い、即日高裁へ控訴しました。私たち支援する会も、昨

年4月以来、16回にのぼる公判の傍聴を通して、扶川さんの無罪を確信していました。それだけに、扶川さんの無念な気持ちがよくわかります。

その一方で、警察・検察の筋書きに沿って、誰が聞いても不自然な業者の供述を鵜呑みにした、裁判所の不見識に幻滅しました。私たちは、控訴審でも引き続き扶川さんを支援していきます。

※執行猶予Ⅱ刑の執行を一定期間猶予し、その間再犯しなければ、刑の言い渡し自体が無かったことになる制度。

来春の県議選 (板野郡)へ県庁 で出馬を表明

扶川さんは、29日県庁で記者会見し、「私の無実は、自分が一番よく知っている。生活保護制度の欠陥に真正面から異議を唱えていく」と決意を語り、来春の県議選で無所属出馬を表明しました。

裁判争点 真相解説

「まれに見るお粗末判決」と弁護団が批判したそのワケは：

地裁判決すら、「私利私欲でなく利他的」と評し、一円も懐に入れていない扶川さんが「有罪」とされたのは、二重の書類作成を扶川さんが業者に指示したと、完全に誤った認定がされたからです。

しかし今回は、逮捕された業者が、大家に通ずのを怠り「大家用」と別に、按分した「役所用」の書類を二重に作ったことから、役所を欺いた「詐欺」だとされてしまったのです。

生活保護では、路上生活者などがアパートに入居する際、敷金等を支給します。ただしそれは、家賃が一定金額以下の部屋に入居する場合だけ。徳島県では、単身者でその上限は2万8千円か2万9千円です(徳島市のみ千円高)。これを一円でも超えたら敷金等とは出ません。

付言すると今春、福岡地裁で、家賃上限を超えたからといって敷金等を払わないのは違法だとする判決が出ました。それなら、今回の問題を明らかに行き過ぎです。しかしそれでも、二重の書類作成は、よいことではありません。扶川さんは、生活弱者救済のためにそれを「黙認」した道義的責任を取り、潔く自分から議員辞職しました。

ところが、この基準が長年放置されて実情に合わず、入居できる物件がほとんどありません。そこで例えば、共益費(共用部分の分担金)込み家賃3万3千円を、家賃2万8千円と5千円の共益費等に按分すれば敷金等をもとらえます。(左下図参照)実は、役所の担当自身が業者にそんな助言をしていました。

一方当初から兵庫県議の逮捕を狙う警察は、すべて扶川さんが指示し業者に作らせたという筋書きに沿った業者の供述をとり、扶川さんを逮捕したのです。扶川さんは、「私は指示していない」と一貫して否認したため、195日間も勾留されました。

書類①「大家用」	書類②「役所用」
家賃 33000円 (共益費、水道代込)	家賃 28000円 共益費 3000円 水道代 2000円
敷金等 84000円 一円も出ない	敷金等 84000円 生活保護から出る

※①と②どちらの場合も、家賃として出るのは28000円だけ。書類を②だけに統一すれば、問題にならなかった。

公判で弁護側は、扶川さんが業者に呼ばれて店に行く、すでに業者が二重の書類を作っていた例や、極めて重要な初回の事例の調書を検察が隠している事実を指摘するなど、検察側の矛盾を突きました。またそもそも、扶川さんの側に、わざわざ二つの書類を作らせる動機がないことも、指摘しました。ところが判決は、これらの反証を全く検討していません。だからこそ、弁護団は「まれに見るお粗末判決だ」(川真田正憲弁護士)と、会見で厳しく批判したのです。同時に弁護団は、「この様な政治がらみの、警察の面子をかけた裁判で、無罪判決を出すのは勇気がいる」とも指摘しました。



豪雨災害ボランティア 8月13日 那賀町 鷺敷

鷺敷町、穴喰町、福島県、広島県…そして日々の生活相談

「人助け」に東奔西走

扶川さん元気に活動中です

ご紹介します
扶川敦無料
生活相談所
090-1570-2045



被災者に讃岐うどん提供 9月20日 広島市



仮設住宅へ米とすだち 10月8日 南相馬市



生活保護不服審査の支援 8月20日 徳島県庁

豪雨災害の県南へ、土砂災害の広島へ、引き続き原発事故の福島へも

り組みを行い、成功させました。

(いずれも左写真・災害ネットワーク提供)

扶川さんは、長い裁判を闘いながら、195日間におぼる東署での勾留が解かれた昨年8月の保釈翌日から、住民の生活相談に応じています。保釈後の相談は、生活保護申請の関係だけでも、50件近いといっています。

災害ネットワーク「代表になりました。この夏の海陽町、那賀町の豪雨災害被災地のボランティアにも、ネットのメンバーとともに参加。浸水した家の片付けをしました。広島市の土砂災害では、いち早く現地に駆けつけ、泥出しのボランティアに汗を流しました。

私たち支援する会から見ても、自身の損得を考えず、生活弱者のために東奔西走する扶川さんの姿勢は、事件を経て自らが議員を辞職した後も、保釈後も、まったくゆらいでいません。

また、県議の時から続けてきた東日本大震災被災者への現地支援も再開し、東北行は保釈後だけで4回、累計18回になります。

二度目の広島市被災地支援では、板野町の丸池うどんから無償提供していただいた讃岐うどん160食を、現地の公民館前で、家をなくした被災者やボランティアに提供する取

「扶川さんのような人が、悪いことをするよう人に勧めるはずがない」という声が、たくさんの方から、会に寄せられています。

扶川さんは、この間、県内の有志でつくられたボランティア組織「徳島

私たちがいっしょに、是非扶川さんの活動の応援をお願いいたします。

生活相談やお仕事の電話が途絶えることはありません。そんな中でも他愛もない会話やあたたかい言葉を沢山かけてくれました。

扶川さん支援者の声

板野町在住 Sさん (27歳女性) の投稿

外に出る気力もない私の為に扶川さんは、時間をさいて話を聞きに来て下さいました。

の不祥事ばかりで、やっぱりこの人もお金や票目を当てたのかと勘違いされる方は多いと思います。人間、見返りや損得に振り回されてしまうものです。

その時の扶川さんから言葉が今でも心の支えになっています。「大丈夫です、道はいくらでもあります、生きてさえいればなんとかなります」

しかし扶川さんは『人助けは私の生きがい』『生涯を人助けに捧げた』、その信念を貫き通し、数え切れないくらいの人々の『生きていく為のお手伝い』をしてきたのです。

その後、生活保護受給の為に、役所や福祉局など扶川さん自ら運転をし、付いて来て下さいました。一緒にいても

扶川さんの一件、人柄を勘違いしている方は沢山いらつしやると思います。私が書いたことも嘘を並べていると思われる方もいるでしょう。でも偽りならもつともっといいことが書けます。私を始め扶川さんに支援して頂いた方々の声の真実を書いたまです。これからも私たちは、扶川さんを応援し続けます。

絶望の中でも扶川さんにお会いするといつも笑顔になりました。

扶川さんには生きていく道を導いて頂き、命も救って頂きました。

今の世の中、政治家

今世の中、政治家